

「写」

保総発第0618001号
保医発第0618002号
平成21年6月18日

地方厚生(支)局長 殿

厚生労働省保険局総務課長
(公印省略)
厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い地方厚生(支)局が行う指導に当たって当面必要な取組について

平成21年5月8日付けで「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」(平成21年厚生労働省令第110号。以下「改正省令」という。)が公布・施行されたところであるが、改正省令の施行に伴い地方厚生(支)局が行う指導に当たって当面必要な取組について、下記のとおり定め、通知するので、ご了承の上、その取扱いに遺漏ないようにされたい。

記

1 地方厚生(支)局による指導の趣旨

改正省令は、本年4月診療分からオンライン請求が義務づけられている保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)のうち、本年5月10日においてオンライン請求を行う体制の準備が整っていないところに限り、例外的な取扱いとして緊急避難的に準備に必要な期間、オンライン請求義務化の期限を延長するものである。

したがって、これらの保険医療機関等におけるオンライン請求への移行をできるだけ速やかに着実に進めていくことが必要であり、そのためには、個々の保険医療機関等の準備状況に応じた、きめ細かな勧奨・指導が重要である。

当面、「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部

を改正する省令の施行について」(平成 21 年 5 月 8 日保発第 0508001 号。以下「局長通知」という。)及び「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」の施行に伴い期限猶予措置の対象となった保険医療機関等が提出する状況届について」(平成 21 年 5 月 14 日保総発第 0514001 号。以下「5 月 14 日総務課長通知」という。)に基づき、期限猶予措置の対象となった保険医療機関等に対し、当該保険医療機関等が提出する状況届(以下「状況届」という。)を踏まえ、審査支払機関から勧奨することとしているが、勧奨によってもオンライン請求への移行準備が十分に進まない保険医療機関等に対しては、保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 15 号)第 2 条の 3 の規定又は保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則(昭和 32 年厚生省令第 16 号)第 2 条の 2 の規定を根拠として、地方厚生(支)局から指導することが必要である。なお、ここでいう指導とは、健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 73 条等に基づく指導ではあるが、「保険医療機関等及び保険医等の指導及び監査について」(平成 7 年 12 月 22 日保発第 117 号保険局長通知)に定める指導大綱に基づく指導ではないことを申し添える。

2 地方厚生(支)局における当面の取組

- (1) オンライン請求に移行できていない保険医療機関等に対しては、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)及び都道府県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)に状況届を提出させ、その内容を踏まえ、対象となる保険医療機関等でオンライン請求に向けた必要な準備を進められるよう、都道府県ごとに、一次的には支払基金及び国保連が、翌月請求時までには電話や直接訪問等による勧奨を行うこととしている。
- (2) 勧奨を行ってもオンライン請求に向けての準備が進まない保険医療機関等に対しては、指導権限を有する地方厚生(支)局が直接指導することが必要である。
- (3) 今後、地方厚生(支)局において、保険医療機関等に対しオンライン請求への円滑な移行を促す効果的な指導を行っていくためには、都道府県ごとに、支払基金都道府県支部及び国保連と連携を図り、保険医療機関等におけるオンライン請求に向けての進捗状況や課題等を把握しておく必要がある。

そこで、今後当分の間、月に 1 回程度、都道府県ごとに、支払基金及び国保連との連絡会議を開催し、以下のような点を中心とした取組をお願いする。

① 保険医療機関等からの状況届の提出状況、都道府県ごとの課題等の把握

審査支払機関において、保険医療機関等から毎月提出される状況届についてとりまとめることとなっているが、当該都道府県における状況届の提出状況について確認し、状況届が未提出の保険医療機関等やオンライン請求への準備が遅れている保険医療機関等のリストを作成するなどして当該都道府県におけ

る進捗状況を把握するとともに、その特徴、課題の把握にも努めること。

② 各都道府県における勧奨・指導の方針の確認

上記①を踏まえ、各都道府県において重点的に取り組むべき具体的な勧奨・指導の対象等についての方針について、十分検討し、確認すること。

なお、その指導の方針については、記の3(1)により別途通知する内容を踏まえること。

③ 地方厚生(支)局及び審査支払機関における情報の共有

地方厚生(支)局及び審査支払機関による勧奨及び指導の内容や結果等については、相互に情報共有を図ること。

3 その他

(1) 審査支払機関から、毎月原則17日までに状況届のとりまとめが、原則20日までに勧奨結果報告が、それぞれ厚生労働省保険局総務課保険システム高度化推進室に提出されることとなっており、報告された状況届や勧奨結果を踏まえた今後の具体的な指導方針等については、適宜通知する予定であること。

(2) 全国的な進捗状況や審査支払機関による勧奨結果、厚生労働省保険局と支払基金及び国民健康保険中央会との間で確認された事項等について、今後、必要に応じ情報提供していく予定であること。